

## 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策1>

- 令和5年4月～6月 相談窓口の設置、管理者研修、育児休業制度（産後パパ育休を含む）の周知を実施する。
- 令和5年4月～6月 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 令和5年7月～ 男性の育児休業取得開始日（配偶者の出産予定日）前の5日間を有給とする制度を導入する

<対策2：育児休業後に職員が復帰しやすくするため、休業中の職員に資料送付等による情報提供を行う制度を令和5年7月までに導入する>

- 令和5年7月～ 新制度についての管理職を対象とした研修を年2回実施
- 令和5年7月～ 社内報などを活用した周知・啓発の実施

目標2：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和5年4月～6月 全職員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和5年5月～6月 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

### 3. その他の次世代育成支援対策

目標1：地域の子どもの施設及び若者のインターンシップの受け入れを行う。

#### <対策>

- 令和6年 4月～ 受け入れ体制について検討開始
- 令和6年 6月～ 受け入れを行う施設や部署への説明及び体制作り
- 令和6年 8月～ 関係行政機関、学校との連携
- 令和6年10月～ 職員への周知及び市区町村広報誌などによる取組の周知
- 令和7年 1月～ 施設見学及びインターンシップの受け入れ開始

目標2：子どもが保護者である社員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を令和7年8月までに実施する。

#### <対策>

- 令和7年 4月～ 検討会の設置
- 令和7年 6月～ 社内報などによる職員への参観日実施についての周知
- 令和7年 8月～ 参観日の実施、職員へのアンケート調査、次回に向けての検討